

最高人民法院による 商標案件の審理における関連管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈

(2001年12月25日最高人民法院審判委員会第1203回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院における専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈

(二)』等の18件の知的財産権関連司法解釈の改正に関する決定」による改正)

「全国人民代表大会常務委員会『中華人民共和國商標法』の改正に関する決定」(以下、「商標法改正決定」という。)は第9回全国人民代表大会常務委員会第24回会議にて可決され、2001年12月1日より施行する。商標案件を正しく審理するために、「中華人民共和國商標法」(以下、「商標法」という。)、
「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」(以下、「行政訴訟法」という。)の規定に基づき、ここに人民法院による商標案件審理に関する管轄及び法律適用範囲等の問題について、次のとおり解釈する。

第一条 人民法院は次の商標案件を受審する。

1. 国家知識産権局が下す不服審判の決定又は裁定を不服とする案件
2. 国家知識産権局による商標に関するその他の行政行為を不服とする案件
3. 商標権の帰属に係る紛争案件
4. 商標権の侵害に係る紛争案件
5. 商標権非侵害の確認に係る紛争案件
6. 商標権譲渡契約に係る紛争案件
7. 商標使用許諾契約に係る紛争案件
8. 商標代理契約に係る紛争案件
9. 訴訟前の商標権侵害差止めを申し立てる案件
10. 商標権侵害差止め申立てによる損害責任に係る案件
11. 訴訟前財産保全の申立ての案件
12. 訴訟前証拠保全の申立ての案件
13. その他の商標案件

第二条 本解釈第一条に挙げた第一号の第一審案件は、北京市高級人民法院が最高人民法院の授権に基づき、その管轄区内の関連する中級人民法院による管轄を確定する。

本解釈第一条に挙げた第二号の第一審案件は、行政訴訟法の関連規定に基づいて管轄を確定する。

商標民事紛争の第一審案件は、中級以上の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は自管轄区の実際の状況に基づき、最高人民法院による承認を経て、比較的大都市で1~2か所の基層人民法院が第一審商標民事紛争案件を受審すると確定することができる。

第三条 商標登録者又は利害関係者が国家知識産権局に商標権侵害行為について処理を請求し、また人民法院に商標権侵害訴訟を提起して損害賠償を請求する場合には、人民法院はこれを受審しなければならない。

第四条 国家知識産権局が商標法改正決定の施行前に受理した案件について、当該決定の施行後に不服審判の決定又は裁定を下し、当事者が不服審判の決定又は裁定を不服として人民法院に提訴する場合には、人民法院はこれを受審しなければならない。

第五条 本解釈に別段の規定がある場合を除き、商標法改正決定の施行前に発生し、改正後の商標法第四条、第五条、第八条、第九条第一項、第十条第一項第（二）、（三）、（四）号、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十四条、第二十五条、第三十一条に挙げた状況に該当し、国家知識産権局が商標法改正決定の施行後に不服審判の決定又は裁定を下し、当事者が不服として人民法院に提訴する行政案件には、改正後の商標法の相応の規定を適用して審査する。その他の状況に該当する場合は、改正前の商標法の相応の規定を適用して審査する。

第六条 当事者が商標法改正決定の施行時にすでに満1年であった登録商標について争議を発生させ、国家知識産権局が下す裁定を不服として人民法院に提訴する場合は、改正前の商標法第二十七条第二項に定める申立ての期間を適用して処理する。商標法改正決定の施行時に商標登録が1年に満たない場合は、改正後の商標法第四十一条第二項、第三項に定める申立ての期間を適用して処理する。

第七条 商標法改正決定の施行前に発生した商標権侵害行為について、商標登録者又は利害関係者が当該決定の施行後、訴訟前に人民法院に権利侵害行為差止め命令又は証拠保全の措置を講じるよう申し立てる場合は、改正後の商標法第五十七条、第五十八条の規定を適用する。

第八条 商標法改正決定の施行前に発生した商標権侵害行為を提訴する案件について、人民法院が当該決定の施行後もなお発効判決を下していない場合は、改正後の商標法第五十六条の規定を参照して処理する。

第九条 本解釈に別段の規定がある場合を除き、商標法改正決定の施行後に人民法院が受理する商標民事紛争案件が、当該決定の施行前に発生した民事行為に係る場合、改正前の商標法の規定を適用する。当該決定の施行後に発生した民事行為に係る場合、改正後の商標法の規定を適用する。当該決定の施行前に発生し、当該決定の施行後も継続する民事行為に係る場合、改正前、改正後の商標法の規定を分けて適用する。

第十条 人民法院が受理する商標権侵害紛争案件が、すでに行政管理部門により処理されている場合においても、人民法院は依然として当事者の民事争議の事実について審査しなければならない。

出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所
で日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。